

令和5年4月23日執行
御船町長選挙及び御船町議会議員一般選挙

公費負担の手引き【別冊】
公費負担に係る各様式集
記載例

御船町選挙管理委員会

目 次

第1 選挙運動用自動車の使用

1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

① 選挙運動用自動車使用契約書	1
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	2
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	3
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	4
⑤ 請求内訳書	5

2 一般運送契約以外の契約(レンタル方式)による場合

(1) 自動車の貸与者との契約による場合

① 選挙運動用自動車賃貸借契約書	6
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	7
③ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	8
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	9
⑤ 請求内訳書((1) 自動車の借入れ)	10

(2) 自動車の運転手との契約による場合

① 選挙運動用自動車運転契約書	11
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	12
③ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	13
④ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	14
⑤ 請求内訳書((3) 運転手)	15

(3) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

① 選挙運動用自動車燃料供給契約書	16
② 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	17
③ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書	18
④ 選挙運動用自動車燃料代確認書	19
⑤ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	20
⑥ 請求書(選挙運動用自動車の使用)	21
⑦ 請求内訳書((2) 燃料代)	22

第2 選挙運動用ビラの作成

1	選挙運動用ビラ作成契約書	2 3
2	選挙運動用ビラ作成契約届出書	2 4
3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	2 5
4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	2 6
5	選挙運動用ビラ作成証明書	2 7
6	請求書（選挙運動用ビラの作成）	2 8
7	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	2 9

第3 選挙運動用ポスターの作成

1	選挙運動用ポスター作成契約書	3 0
2	選挙運動用ポスター作成契約届出書	3 1
3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	3 2
4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	3 3
5	選挙運動用ポスター作成証明書	3 4
6	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	3 5
7	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	3 6

第 1 選挙運動用自動車の使用

1 一般運送契約(ハイヤー方式)の場合

参考様式 1

※町長
町議会議員一般 どちらかを記載

選挙運動用自動車使用契約書
(ハイヤー方式)

印 紙

御船〇〇〇〇〇〇〇選挙候補者 御船 太郎 (以下「甲」という。)と 〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の
使用について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車種 普通乗用自動車

登録番号 熊本 300 み 4321

3 契約期間

令和 5 年 4 月 18 日 ~ 令和 5 年 4 月 22 日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

4 契約金額

金 300,000 円 (※消費税を含む)

(内訳 1 日につき 60,000 円 (税込) × 5 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により御船町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき御船町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御船町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により御船町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

(候補者) 氏 名 御船 太郎 印

乙 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

名 称 〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※選挙期日の告示日
(4月18日)以降で
あること

御船町選挙管理委員会委員長 様

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月18日

令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名(戸籍名) 御船 太郎 印

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合(ハイヤー方式の場合)

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	令和5年4月18日 ～ 4月22日 年 月 日	300,000円
年 月 日		～ 月 日	円

2 1に掲げる場合以外の場合(レンタル方式の場合)

※契約書に記載した内容と一致すること

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
			借入期間等	契約金額
自動車の 借入れ	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
運転手の 雇用	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
燃料代	年 月 日			10当り 円
	年 月 日			10当り 円

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては「借入期間」を、「運転手の雇用」にあっては「雇用期間」を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和5年4月22日
※使用した最終日以降の日

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月23日執行御船○○○○○選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

※契約書に押印した印鑑

運送等契約区分 (該当するほうの番号に○ をしてください。)		1 一般乗用旅客自動車送事業 者との運送契約による場合 (ハイヤー方式)	2 左に掲げる場合以外の場合 (レンタル方式)
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名		御船町○○ ○○番地 ○○○株式会社 代表取締役 ○○○○	
車種及び自動車登録番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月18日	60,000円	
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月19日	60,000円	
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月20日	60,000円	
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月21日	60,000円	
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月22日	60,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

※選挙期日(4月23日)
後の日付であること

令和5年4月24日

御船町長 様

住所 御船町〇〇 〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇株式会社
法人の場合は
代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

※契約書に押印した印鑑

記

- 1 請求金額 300,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙
- 4 候補者の氏名 御船 太郎
- 5 選挙運動用自動車の自動車登録番号 熊本 300 み 4321

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

- 6 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	本 ・ 支 店 名	〇〇〇支店
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	1 1 1 1 1 1
フ リ ガ ナ	〇〇〇 (カ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇		
口 座 名 義	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		

注意：口座名義人と請求者は同一人としてください。

- 7 担当者連絡先 担当者氏名 〇〇 〇〇 、電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に提供したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

別紙請求内訳書

※選挙運動期間内の日であること
(4月18日～4月22日)

請求内訳書

※(ア)、(イ)いずれか少ない金額

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	60,000円×1台=60,000円	64,500円×1台 =64,500円	60,000円	
令和5年4月19日	60,000円×1台=60,000円	64,500円×1台 =64,500円	60,000円	
令和5年4月20日	60,000円×1台=60,000円	64,500円×1台 =64,500円	60,000円	
令和5年4月21日	60,000円×1台=60,000円	64,500円×1台 =64,500円	60,000円	
令和5年4月22日	60,000円×1台=60,000円	64,500円×1台 =64,500円	60,000円	
計			300,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

※請求書の請求金額と一致

第1 選挙運動用自動車の使用

2 一般運送契約以外の契約(レンタル方式)による場合

(1) 自動車の貸与者との契約による場合

※町長
町議会議員一般 どちらかを記載

参考様式 2

選挙運動用自動車賃貸借契約書
(レンタル方式)

御船〇〇〇〇〇〇選挙候補者 御船 太郎 (以下「甲」という。)と 〇〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の
賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

甲は、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車種 普通乗用自動車
登録番号 熊本 300 み 4321

3 契約期間 令和 5 年 4 月 1 7 日 ～令和 5 年 4 月 2 2 日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

4 契約金額 金 60,000 円 (※消費税を含む)
(内訳 1 日につき 10,000 円 (税込) × 6 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定
により御船町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御船町議会議員及び御船
町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき御船町に対し請求するも
のとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、
乙が御船町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、
不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により御船町に帰属することと
なった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、
決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

(候補者) 氏 名 御船 太郎 印

乙 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

名 称 〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※選挙期日の告示日
（4月18日）以降で
あること

御船町選挙管理委員会委員長 様

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月18日

令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（ハイヤー方式の場合）

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円

2 1に掲げる場合以外の場合（レンタル方式の場合）

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
				借入期間等	契約金額
自動車の借入れ		令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	令和5年4月17日 ～ 4月22日	60,000円
		年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
運転手の雇用		令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇	令和5年4月18日 ～ 4月22日	62,500円
		年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
燃料代		令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	熊本300 み 4321	10当り 155円
		年 月 日			10当り 円

備考

※それぞれの契約書に記載した内容と一致すること

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては「借入期間」を、「運転手の雇用」にあっては「雇用期間」を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和5年4月22日

※使用した最終日以降の日

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

記

※契約書に押印した印鑑

運送等契約区分 (該当するほうの番号に○ をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車送事業 者との運送契約による場合 (ハイヤー方式)	2 左に掲げる場合以外の場合 (レンタル方式)
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	
車種及び自動車登録番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月18日	10,000円
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月19日	10,000円
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月20日	10,000円
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月21日	10,000円
普通乗用自動車 熊本300 み 4321	令和5年4月22日	10,000円

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等により別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書の提出を要する。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円

(2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。
- ※選挙運動期間内の日であること
(4月18日～4月22日)

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

※選挙期日(4月23日)
後の日付であること

令和 5 年 4 月 2 4 日

御船町長 様

住所 御船町〇〇 〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇株式会社
法人の場合は
代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

※契約書に押印した印鑑

記

- 1 請求金額 50,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船〇〇〇〇〇〇選挙
- 4 候補者の氏名 御船 太郎
- 5 選挙運動用自動車の自動車登録番号 熊本 300 み 4321
- 6 金融機関名、口座名及び口座番号

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	本・支店名	〇〇〇支店
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	1 1 1 1 1 1
フリガナ	〇〇〇(カ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇)		
口 座 名 義	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		

注意：口座名義人と請求者は同一人としてください。

- 7 担当者連絡先 担当者氏名 〇〇 〇〇、電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に提供したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

※選挙運動期間内の日であること
(4月18日～4月22日)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

※(ア)、(イ)いずれか少ない金額

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	10,000円×1台=10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和5年4月19日	10,000円×1台=10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和5年4月20日	10,000円×1台=10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和5年4月21日	10,000円×1台=10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
令和5年4月22日	10,000円×1台=10,000円	16,100円×1台 =16,100円	10,000円	
計			50,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第 1 選挙運動用自動車の使用

2 一般運送契約以外の契約(レンタル方式)による場合

(2) 自動車の運転手との契約による場合

※町長
町議会議員一般 どちらかを記載

御船〇〇〇〇〇〇選挙候補者 御船 太郎（以下「甲」という。）と 〇〇
〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転に
ついて、次のとおり契約する。

1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

※立候補届出の日から選挙
期日の前日までの選挙運
動期間を記載

2 契約期間 令和 5 年 4 月 1 8 日 ～令和 5 年 4 月 2 2 日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

3 運転する車の車種及び登録番号

車種 普通乗用自動車

登録番号 熊本 3 0 0 み 4 3 2 1

4 契約金額 金 6 2, 5 0 0 円（※消費税を含む）

（内訳 1 日につき 1 2, 5 0 0 円 × 5 日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により御船町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき御船町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御船町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により御船町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（候補者）氏 名 御船 太郎 印

乙 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（運転手）氏 名 〇〇 〇〇 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

※選挙期日の告示日
（4月18日）以降で
あること

御船町選挙管理委員会委員長 様

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月18日

令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合（ハイヤー方式の場合）

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円

2 1に掲げる場合以外の場合（レンタル方式の場合）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
			借入期間等	契約金額
自動車の 借入れ	令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	令和5年4月17日 ～ 4月22日	60,000円
	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
運転手の 雇用	令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇	令和5年4月18日 ～ 4月22日	62,500円
	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
燃料代	令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	熊本300 み 4321	10当り 155円
	年 月 日			10当り 円

備考

※それぞれの契約書に記載した内容と
一致すること

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては「借入期間」を、「運転手の雇用」にあっては「雇用期間」を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 22 日

※雇用した最終日以降の日

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和 5 年 4 月 23 日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名（戸籍名）

御船 太郎 印

記

※契約書に押印した印鑑

運転手の氏名及び住所	住所	御船町〇〇 〇〇番地	
	氏名	〇〇 〇〇	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額		備 考
令和 5 年 4 月 18 日	12,500 円		
令和 5 年 4 月 19 日	12,500 円		
令和 5 年 4 月 20 日	12,500 円		
令和 5 年 4 月 21 日	12,500 円		
令和 5 年 4 月 22 日	12,500 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定した 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することはできません。

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

※選挙期日（4 月 23 日）
後の日付であること

令和 5 年 4 月 2 4 日

御船町長 様

住所 御船町〇〇 〇〇番地
氏名又は名称 〇〇 〇〇 印
法人の場合は
代表者の氏名

※契約書に押印した印鑑

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 6 2 , 5 0 0 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船〇〇〇〇〇選挙

4 候補者の氏名 御船 太郎

5 選挙運動用自動車の自動車登録番号 熊本 300 み 4321

6 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	本 ・ 支 店 名	〇〇〇支店
預 金 種 別	普通・ 当座	口 座 番 号	1 1 1 1 1 1
フ リ ガ ナ	〇〇 〇〇		
口 座 名 義	〇〇 〇〇		

注意：口座名義人と請求者は同一人としてください。

7 担当者連絡先 担当者氏名 〇〇 〇〇、電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に提供したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

請求内訳書

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和5年4月18日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年4月19日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年4月20日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年4月21日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和5年4月22日	12,500円	12,500円	12,500円	
計			62,500円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

第 1 選挙運動用自動車の使用

- 2 一般運送契約以外の契約(レンタル方式)による場合
- (3) 自動車の燃料の供給者との契約による場合

参考様式 4

※町長
町議会議員一般 どちらかを記載

選挙運動用自動車燃料供給契約書

御船〇〇〇〇〇〇選挙候補者 御船 太郎（以下「甲」という。）と 〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

※立候補届出の日から選挙期日の
前日までの選挙運動期間を記載

- 1 供給する期間 令和 5 年 4 月 1 8 日 ～令和 5 年 4 月 2 2 日
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
- 2 供給を受ける自動車の車種及び登録番号
車種 普通乗用自動車
登録番号 熊本 3 0 0 み 4 3 2 1
- 3 契約金額 単位 1 リットルあたり 1 5 5 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。
- 4 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により御船町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき御船町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御船町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により御船町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。
- 5 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（候補者）氏 名 御船 太郎 印

乙 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（燃料供給事業者）名 称 〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

御船町選挙管理委員会委員長 様

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月18日

※選挙期日の告示日
(4月18日)以降で
あること

令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名(戸籍名) 御船 太郎 印

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合(ハイヤー方式の場合)

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円

2 1に掲げる場合以外の場合(レンタル方式の場合)

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容	
			借入期間等	契約金額
自動車の借入れ	令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	令和5年4月17日 ～ 4月22日	60,000円
	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
運転手の雇用	令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇	令和5年4月18日 ～ 4月22日	62,500円
	年 月 日		年 月 日 ～ 月 日	円
燃料代	令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	熊本300 み 4321	10当り 155円
	年 月 日			10当り 円

備考

※それぞれの契約書に記載した内容と一致すること

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては「借入期間」を、「運転手の雇用」にあっては「雇用期間」を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

御船町選挙管理委員会委員長 様

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月24日

※選挙期日の告示日
(4月18日)以降で
あること

※契約書に押印した印鑑

令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名(戸籍名) 御船 太郎 印

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和5年4月1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
所在地 御船町〇〇 〇〇番地
名称 〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
熊本300 み 4321

※限度額(38,500円)内の金額であることを確認

- 4 確認申請金額 24,380円 (◎印の欄の金額)

※限度額(38,500円)内の金額を記入

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	24,380円	◎ 24,380円
燃料代計(a)+(b)	24,380円	24,380円
備 考		

※確認申請が1回限りの時は、前回までの累積金額欄は斜線を引くこと

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から御船町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用自動車燃料代確認書

令和 5 年 4 月 2 4 日

御船町選挙管理委員会
委員長 印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定により、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

記

- 1 令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船〇〇〇〇〇選挙
- 2 候補者の氏名(戸籍名)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 2 4, 3 8 0 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合に、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和 5 年 4 月 2 4 日

※使用した最終日以降の日

令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

記

※契約書に押印した印鑑

燃料供給業者等の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあってはその 代表者の氏名	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇			
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選 挙運動用自動車の自動 車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
令和 5 年 4 月 1 8 日	普通乗用自動車 熊本300 み 4321	4 8 ℓ	7, 4 4 0 円	1 ℓ当たり 1 5 5 円
令和 5 年 4 月 1 9 日	普通乗用自動車 熊本300 み 4321	3 0 ℓ	4, 6 5 0 円	
令和 5 年 4 月 2 0 日	普通乗用自動車 熊本300 み 4321	3 5 ℓ	2, 4 2 5 円	
令和 5 年 4 月 2 1 日	普通乗用自動車 熊本300 み 4321	3 5 ℓ	2, 4 2 5 円	
令和 5 年 4 月 2 2 日	普通乗用自動車 熊本300 み 4321	4 8 ℓ	7, 4 4 0 円	

備考

- この証明書は、燃料の供給に基づいて燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票の写しを添えて候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄には、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

※選挙期日(4月23日)
後の日付であること

令和5年4月25日

御船町長 様

住所 御船町〇〇 〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇株式会社
法人の場合は
代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

※契約書に押印した印鑑

記

- 1 請求金額 24,380円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙
- 4 候補者の氏名 御船 太郎
- 5 選挙運動用自動車の自動車登録番号 熊本 300 み 4321

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

- 6 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	本 ・ 支 店 名	〇〇〇支店
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	1 1 1 1 1 1
フ リ ガ ナ	〇〇〇 (カ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇		
口 座 名 義	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		

注意：口座名義人と請求者は同一人としてください。

- 7 担当者連絡先 担当者氏名 〇〇 〇〇 、電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に提供したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

請求内訳書

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	熊本300 み 4321	155円 × 48ℓ = 7,440円			
令和5年4月19日	〃	155円 × 30ℓ = 4,650円			
令和5年4月20日	〃	155円 × 35ℓ = 5,425円			
令和5年4月21日	〃	155円 × 35ℓ = 5,425円			
令和5年4月22日	〃	155円 × 48ℓ = 7,440円			
計		24,380円	38,500円	24,380円	

備考

- 1 基準限度額（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 請求金額の欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第2 選挙運動用ビラの作成

参考様式 5

※町長
町議会議員一般 どちらかを記載

選挙運動用ビラ作成契約書

印 紙

御船〇〇〇〇〇選挙候補者 御船 太郎（以下「甲」という。）と 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数

町長 5,000 枚
町議 2,000

2 契約金額

金 町長 32,500 円（※消費税を含む）
町議 13,000

（単価 6.5 円（税込） × 町長 5,000 枚
町議 2,000

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御船町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき御船町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御船町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御船町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 4 月 1 日

甲 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（候補者）氏 名 御船 太郎 印

乙 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（ビラ作成業者）名 称 〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 印

選挙運動用ビラ作成契約届出書

※選挙期日の告示日
（4 月 18 日）以降で
あること

令和 5 年 4 月 1 8 日

御船町選挙管理委員会委員長 様

令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船町議会議員一般選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 5 年 4 月 1 日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	町長 5,000 枚 町議 2,000	町長 32,500 円 町議 13,000	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※契約書に記載した内容と一致すること

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

※選挙期日の告示日
(4月18日)以降で
あること

令和5年4月18日

御船町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行御船町議会議員一般選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

※契約書に押印した印鑑

記

- 1 契約年月日 令和5年4月1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

所在地 御船町〇〇 〇〇番地
名称 〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

- 3 確認申請枚数
- | | |
|-----------|-----------|
| 町長 5,000枚 | 町議 1,600枚 |
|-----------|-----------|
- (◎印の欄の枚数)
- ※限度枚数の 町長 5,000枚 町議 1,600枚 枚以内の枚数

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	町長 5,000枚 町議 2,000枚	◎ 町長 5,000枚 町議 1,600枚
枚 数 計 (a) + (b)	町長 5,000枚 町議 2,000枚	町長 5,000枚 町議 1,600枚
備 考		

備考

※確認申請が1回限りの時は、前回までの累積枚数欄は斜線を引くこと

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から御船町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

令和 5 年 4 月 1 8 日

御船町選挙管理委員会
委員長

印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

- 1 令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船〇〇〇〇〇選挙
- 2 候補者の氏名(戸籍名)
- 3 確認枚数 1, 6 0 0 又は 5, 0 0 0 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 1 8 日

※契約履行後の日付

令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船町議会議員一般選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

記

※契約書に押印した印鑑

契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
作 成 枚 数	町長 5, 0 0 0 枚 町議 2, 0 0 0
作 成 金 額	町長 3 2, 5 0 0 円 町議 1 3, 0 0 0
備 考	

備考

※契約書の内容と一致させること

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書と選挙運動用ビラ作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
町長選挙・・・5,000枚
議員選挙・・・1,600枚
 - 限度額
7 円 73 銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

※選挙期日(4月23日)
後の日付であること

令和5年4月24日

御船町長 様

住所 御船町〇〇 〇〇番地

氏名又は名称 〇〇〇株式会社

法人の場合は

代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

※契約書に押印した印鑑

- 1 請求金額 町長 32,500
町議 10,400 円 記
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇〇選挙
- 4 候補者の氏名 御船 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	本 ・ 支 店 名	〇〇〇支店
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	1 1 1 1 1 1
フ リ ガ ナ	〇〇〇 (カ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇)		
口 座 名 義	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		

注意：口座名義人と請求者は同一人としてください。

- 6 担当者連絡先 担当者氏名 〇〇 〇〇、電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
6.5	町長5,000 町議2,000	町長32,500 町議13,000	7.73	町長5,000 町議1,600	町長38,650 町議12,368	6.5	町長5,000 町議1,600	町長32,500 町議10,400

備考

- 1 E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第3 選挙運動用ポスターの作成

参考様式 6

※町長
町議会議員一般 どちらかを記載

選挙運動用ポスター作成契約書

印 紙

御船〇〇〇〇〇〇選挙候補者 御船 太郎（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 100枚
- 2 契約金額 金 100,000円（※消費税を含む）
（単価 1,000円（税込） × 100枚 ）

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御船町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき御船町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が御船町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により御船町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（候補者）氏 名 御船 太郎 印

乙 住 所 御船町〇〇 〇〇番地

（ポスター作成業者）名 称 〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 印

選挙運動用ポスター作成契約届出書

御船町選挙管理委員会委員長 様

※選挙期日の告示日
(4月18日)以降で
あること

令和5年4月18日

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名(戸籍名)

御船 太郎 印

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

※契約書に押印した印鑑

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年4月1日	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	100枚	100,000円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※契約書に記載した内容と一致すること

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

御船町選挙管理委員会委員長 様

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和 5 年 4 月 1 8 日

※選挙期日の告示日
(4 月 18 日) 以降で
あること

※契約書に押印した印鑑

令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
所在地 御船町〇〇 〇〇番地
名称 〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇〇〇
- 3 確認申請枚数 1 0 0 枚 (◎印の欄の枚数)

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	1 0 0 枚	◎ 1 0 0 枚
枚 数 計 (a) + (b)	1 0 0 枚	1 0 0 枚
備 考		

- 備考
- ※確認申請が 1 回限りの時は、前回までの累積枚数欄は斜線を引くこと
- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から御船町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

令和5年4月18日

御船町選挙管理委員会
委員長

印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

- 1 令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇選挙
- 2 候補者の氏名(戸籍名)
- 3 確認枚数 100枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 1 8 日

※契約履行日（納品日）
以降であること

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

令和 5 年 4 月 2 3 日執行御船〇〇〇〇〇選挙

候補者氏名（戸籍名） 御船 太郎 印

※契約書に押印した印鑑

記	
契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	御船町〇〇 〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
作 成 枚 数	1 0 0 枚
作 成 金 額	1, 0 0 0 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	8 6 箇所

備考

※契約書の内容と一致させること

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数 当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する数に 1.1 を乗じた数
(10 未満の端数がある場合は、その端数は 10 とする。)
 - 限度額 1,180 円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

※選挙期日(4月23日)
後の日付であること

令和5年4月24日

御船町長 様

住所 御船町〇〇 〇〇番地
氏名又は名称 〇〇〇株式会社
法人の場合は
代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

印

御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

※契約書に押印した印鑑

記

- 請求金額 100,000円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和5年4月23日執行御船〇〇〇〇〇〇選挙
- 候補者の氏名 御船 太郎
- 金融機関名、口座名及び口座番号

※町長
町議会議員一般
どちらかを記載

金 融 機 関 名	〇〇〇銀行	本 ・ 支 店 名	〇〇〇支店
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	1 1 1 1 1 1
フ リ ガ ナ	〇〇〇 (カ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇)		
口 座 名 義	〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		

注意：口座名義人と請求者は同一人としてください。

- 担当者連絡先 担当者氏名 〇〇 〇〇、電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書

ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
	単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I
箇所 86	円 1,000	枚 100	円 100,000	円 1,000	枚 100	円 100,000	円 1,000	枚 100	円 100,000

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。